添付書類一覧表（検認時）

別紙　1

下記の書類が必要です。写しと記載がないもの以外は、全て原本でのご提出をお願いいたします。ご提出頂いた書類は返却いたしませんのでご了承下さい。なお、審査上、必要に応じて他の書類の提出を頂くことがあります。

被保険者との続柄 ＼ 添付書類			①健康保険被扶養者調書（検認時）	②収入に関する証明書				③退職日が確認できる書類（写）	④在学証明書（予備校含む）	⑤住民票（続柄記載）	⑥戸籍謄本（本人と対象者）	⑦別居時送金証明（銀行振込控）	⑧その他
				所得証明書	源泉徴収票（昨年度分の写）	雇用証明☆①健康保険被扶養者調書に記入欄あり	年金収入のある人 公的年金通知等の写（老齢基礎・厚生・障害・遺族年金等）						
配偶者	無職・無収入	過去2年以上無収入の人	○	○			○						
		退職した人　平成26年1月以降	○	○	○		○	○ 注:1					
	給与収入及び給与以外の収入のある場合		○	○	○	○	○						
	昨年（平成26年1月～12月）は無収入であり、今年（平成27年1月）から給与収入がある場合		○	○		○	○						
	給与収入のみの場合		○	○	○	○	○						
内縁の妻	無職・無収入		○	○			○			○	○	○	
	給与収入及び給与以外の収入のある場合		○	○	○	○	○			○	○	○	
	昨年（平成26年1月～12月）は無収入であり、今年（平成27年1月）から給与収入がある場合		○	○		○	○			○	○	○	
	給与収入のみの場合		○	○	○	○	○			○	○	○	
子供	高校生以下の者（18歳以下の専門学生含む）		検　認　不　要										
	上記以外の学生		○	○			○		○				注 2
	学生でない者		○	○	○	○	○	○注:1		○		○	注 2

被保険者との続柄 ＼ 添付書類				①健康保険被扶養者調書（検認時）	②収入に関する証明書					③退職日が確認できる書類（写）注:1	④世帯全員の住民票（続柄記載）	⑤在学証明書（予備校含む）	⑥別居時送金証明（銀行振込控）	⑦戸籍謄本
					所得証明書	雇用証明☆①健康保険被扶養者調書に記入欄あり	年金収入のある人 公的年金通知等の写（老齢基礎・厚生・障害・遺族年金等）	源泉徴収票（昨年度分の写）						
被保険者の三親等内の親族	父母　（養父・養母）			○	○	○	別紙2を参照の上、該当する場合は添付				○		○	
	祖父母・曾祖父母			○	○	○					○		○	
	配偶者の父母・祖父母・曾祖父母		別居は不可	○	○	○					○			
	弟・妹 兄・姉	18歳以上～60歳未満の者	兄・姉の別居は不可	○	○	○					○	○	○	
		60歳以上の者		○	○	○					○		○	
	伯父・伯母	18歳以上～60歳未満の者	別居は不可	○	○	○					○	○		○
	叔父・叔母	60歳以上の者		○	○	○					○			○
	孫・曾孫・甥・姪		甥・姪の別居は不可	○	○	○					○	○	○	○
	内縁の配偶者の父母・子		別居は不可	○	○	○					○	○		○

※　自営業・農業・不動産収入がある場合は、確定申告書・収支内訳書・青色申告決算書の税務署の印があるものの写しを添付してください。

※　生活保護費受給者は、生活保護費支給証の写し（両面）を添付してください。

※　健保組合が「給与明細」を必要と判断した場合は、「給与明細」（写）をご提出願います。

※　所得証明は収入金額の記載のあるものをお取り下さい。但し、無収入の方で非課税証明しか発行されない場合は、非課税証明でも結構です。

注1:「退職時の源泉徴収票」「退職証明書」等、退職日が確認できる書類をご提出下さい。また、被扶養者調書の㋑「お勤めされた期間」に必ずご記入下さい。

注2:被保険者の配偶者が被扶養者では無い場合は、被扶養者調書 ㋺ に記入してください。